

令和3年第2回神奈川県議会臨時会議案

(条例その他)

目 次

番 号	件 名	ページ
県 報 第 1 号	専決処分について承認を求めること（神奈川県県税条例の一部を改正する条例）	1

専決処分について承認を求めること

神奈川県県税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第27項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第31項中「附則第5条第1項」を「第9条の2第1項」に、「及び第39項」を「、第36項第2号及び第41項」に、「メタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項」を「メタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項」に、「附則第39項」を「附則第41項」に、「同条第3項に」を「同条第2項に」に、「ものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項」を「ものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項」に、「同条第4項」を「省令第9条の2第5項」に、「第2条第16項」を「第2条第17項」に、「附則第5条第5項」を「第9条の2第6項」に、「附則第33項から第35項まで」を「附則第35項及び第36項（各号列記以外の部分に限る。）」に改め、同項第1号中「及び第34項第1号」を「、第34項第1号、第36項第4号及び第37項第1号」に、「及び第34項第2号」を「、第34項第2号、第36項第5号及び第37項第2号」に、「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項第2号中「附則第33項第6号」の次に「、第36項第6号及び第37項第3号」を加え、「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第33項中「、当該自動車（自家用の乗用車及び特種用途自動車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が同年4月1日（自家用の乗用車及び特種用途自動車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「同年4月1日から」を「令和2年4月1日から」に改め、同項第2号中「第41条」を「第41条第1項」に改め、「附則第5条の2第1項に規定するもの」の次に「（附則第36項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。）」を加え、「同号ロ」を「法第149条第1項第2号ロ」に改め、「この号」の次に「及び附則第36項第2号」を加え、「同条第2項」を「省令附則第5条の2第2項」に改め、同項第4号中「（次項第1号）」の次に「並びに附則第36項第4号及び第37項第1号」を、「第2号」の次に「並びに附則第36項第4号から第6号まで並びに第37項第1号から第3号まで」を加え、「第149条第1項第4号イ(2)」を「第149条第1項第4号イ(3)」に改め、同項第5号中「次項第2号」の次に「並びに附則第36項第5号及び第37項第2号」を加え、同項第6号中「第149条第1項第6号イ」を「第149条第1項第6号イ(1)」に、「又は」を「（附則第36項第6号及び第37項第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第6号イ(1)に規定する」に改め、「平成21年軽油軽中量車基準」の次に「（附則第36項第6号及び第37項第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）」を加える。

附則第34項中「、当該自動車（自家用の乗用車及び特種用途自動車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が同年4月1日（自家用の乗用車及び特種用途自動車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「同年4月1日から」を「令和2年4月1日から」に改める。

附則第35項中「附則第33項各号（第4号及び第5号を除く。）」を「附則第33項第1号から第3号まで」に改める。

附則第43項を附則第45項とし、附則第42項を附則第44項とし、附則第41項を附則第43項とし、附則第40項中「附則第37項から第39項まで」を「附則第39項から第41項まで」に改め、同項を附則第42項とする。

附則第39項の表中「附則第37項第2号ア」を「附則第39項第2号ア」に、「附則第37項第2号イ」を「附則第39項第2号イ」に、「附則第37項第2号ウ」を「附則第39項第2号ウ」に、「附則第37項第2号エ」を「附則第39項第2号エ」に、「附則第37項第2号オ」を「附則第39項第2号オ」に、「附則第37項第2号カ」を「附則第39項第2号カ」に、「附則第37項第2号キ」を「附則第39項第2号キ」に、「附則第37項第2号ク」を「附則第39項第2号ク」に、「附則第37項第2号ケ」を「附則第39項第2号ケ」に、「附則第37項第2号コ」を「附則第39項第2号コ」に、「附則第38項第2号ア」を「附則第40項第2号ア」に、「附則第38項第2号イ」を「附則第40項第2号イ」に、「附則第38項第2号ウ」を「附則第40項第2号ウ」に、「附則第38項第2号エ」を「附則第40項第2号エ」に、「附則第38項第2号オ」を「附則第40項第2号オ」に、「附則第38項第2号カ」を「附則第40項第2号カ」に、「附則第38項第2号キ」を「附則第40項第2号キ」に、「附則第38項第2号ク」を「附則第40項第2号ク」に、「附則第38項第2号ケ」を「附則第40項第2号ケ」に、「附則第38項第2号コ」を「附則第40項第2号コ」に改め、同項を附則第41項とする。

附則第38項を附則第40項とし、附則第37項を附則第39項とし、附則第36項中「前3項の」を「附則第33項から前項までの」に、「第35項」を「第37項」に改め、同項を附則第38項とし、附則第35項の次に次の2項を加える。

36 次に掲げる自動車（自家用の乗用車及び特種用途自動車を除く。）に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第33項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第7項に規定するもの
- (3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車（営業用の乗用車及び特種用途自動車（第56条第3項第5号ア及びオに規定するもの（営業用のものに限る。）に限る。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）のう

ち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項第1号から第3号までにおいて「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第8項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車(営業用の乗用車及び特種用途自動車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第9項に規定するもの

(6) 軽油自動車(営業用の乗用車及び特種用途自動車に限る。)のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第10項に規定するもの

37 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車及び特種用途自動車に対する第56条第1項及び第3項の規定の適用については、当該営業用の乗用車及び特種用途自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車及び特種用途自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第34項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第11項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第12項に規定するもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第13項に規定するもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

2 改正後の附則第31項及び第33項から第38項までの規定は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(神奈川県水源環境保全・再生基金条例の一部改正)

3 神奈川県水源環境保全・再生基金条例（平成17年神奈川県条例第88号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「附則第42項」を「附則第44項」に改める。

令和3年4月20日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、神奈川県県税条例の一部改正について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めます。